21年第2回臨時会提出議案

■ 5月29日 付議案件

番号	件名	要旨	付託先 委員会	議決 結果
	件 名 一般職の職員の給与に 関する条例等の一部改 正について	平成21年5月1日付け人事院勧告及び諸般の状況にかんが み、本市一般職の職員等の給与等の改定を行うもの 1 要旨 (1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正 ア 平成21年6月に支給する期末手当の支給月数の一部凍結 (ア) 再任用職員 0.75月→0.70月 (イ) (ア)以外の職員 1.40月→1.25月 イ 平成21年6月に支給する勤勉手当の支給月数の一部凍結 (ア) 再任用職員 0.35月→0.30月 (イ) (ア)以外の職員 0.75月→0.70月 (2) 門真市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正 平成21年6月に支給する期末手当の支給月数を一部凍		
		結し、2.15月から1.95月とするもの (3) 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 改正 平成21年6月に支給する期末手当の支給月数を一部凍 結し、2.15月から1.95月とするもの 2 施行日 平成21年6月1日		